

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

2004年3月20日

主にある兄弟姉妹の皆さんへ

日本聖公会正義と平和委員会  
全教区正義と平和担当者

## 「イラクの平和と自衛隊のイラクからの撤退を求めて祈りましょう」

正義と平和委員会と正義と平和担当者の声明

主の平和が皆さんとともに。

昨年3月20日、平和を愛する世界の人の祈りを無視して、アメリカとイギリスは、大量破壊兵器の保有を名目に、イラクに侵攻しました。しかし現在にいたるまで大量破壊兵器は発見されず、この戦争が世界第二の石油埋蔵量を持つイラクに対する両国の利権獲得のために始められたものであることが明らかになりつつあります。そして5月1日、ブッシュ大統領は「戦闘勝利宣言」を行ないましたが、イラク国内外では、アメリカとその同盟軍の占領に反対する「テロ」が続発し、イラクはいまだに戦闘状態にあることは、皆さんもご存知のとおりです。

アメリカの利害から始まり、今も戦闘状態にある地に、日本政府は自衛隊を派遣することを決定し、昨年暮れには航空自衛隊が、そして今年に入って陸上自衛隊が派遣されました。自衛隊の海外派遣、ことに戦地に自衛隊を送ることは、国の交戦権を否定している日本国憲法に明らかに違反しています。

しかし政府の憲法違反を許す状況が、現在の日本にはあります。1990年以降、PKO協力法、日米新ガイドラインと周辺事態法、国旗国歌法、テロ特措法、有事関連三法などが次々と制定され、今回の戦場への自衛隊イラク派遣の道筋が準備されてきました。これら一連の動きは、日本が「普通の国」となるためであると説明されています。またメディアも、ナショナリズム的な論調が目立つようになってきました。

このような状況の中で、わたしたちは、もう一度、日本がなぜ「平和憲法」を制定したのを振り返る必要があると思います。明治以降の近代国家としての日本の歩みが、近隣諸国に多大の被害を与え、ついには自国民にも災禍を招いたことに対する反省が、平和憲法制定の動機となった筈です。わたしたちの国は、利権獲得を目指す「普通の国」ではなく、国の戦争を否定する「平和憲法を持つ国」なのです。石破茂防衛庁長官は、12月18日、札幌で「派遣のリスクはあるが、石油の安定供給などの国益になる」と発言し、派遣の意義を強調しましたが、戦前の日本が、自国の利益を求めて近隣諸国と自国民に災禍を招いたことに対する反省の弁は、一言もありませんでした。

わたしたち日本聖公会は、明治以降の日本のあやまちを見ごしにしてきたことを反省し、1996年に開かれた第49(定期)総会において「戦争責任に関する宣言」を決議し、神とアジアの隣人、そして日本の人々に対して、神の教会としての責任と使命を果たすことができなかつたことを懺悔しました。

日本聖公会正義と平和委員会、全教区正義と平和担当者は、日本が戦争への道を行んでいることを、戦前の教会のように見過ごすことはできません。小さな力ではあっても、預言者としての使命を果たしたいと願っています。

そして、日本政府に、以下のことを要求します。

- ・ 政府は、平和憲法を遵守し、イラクに派遣した自衛隊を即時撤退させること。
- ・ 政府は、「テロ」の背景にある先進諸国による富の独占体制と自国の利益のみを考える政策を転換し、貧しくされている国の人々に対してその富を分かち合う政策を実行すること。

また、教会の皆さんには、次のことを訴えます。

- ・ 「戦争責任に関する宣言」を決議した教会であることを自覚し、「宣言」の内容を教会で分かち合うこと。
- ・ 「平和を造る人は幸い」とのみ言葉を実践できる教会となるよう努めること。
- ・ 平和憲法の精神が、福音の精神と一致していることを認識し、憲法を守る運動に連帯すること。
- ・ 死者が2万人を越え、さらに劣化ウラン弾によって、現在も命が損なわれているイラクの人の現状を知り、死者に対して祈りを献げると共に、国連やNGOを通して被害者に救援の手を差し伸べること。
- ・ 派遣された自衛官が人を殺すことも殺されることもないように、また残された家族の自衛官早期帰国の願いが叶えられますように、祈りましょう。

在 主